

中華民國大学院の研究 (1)

世 良 正 浩

はじめに

1927年6月から9月にかけて、中国は、中央政府を自任する三政府が鼎立した。三政府とは、北京の中華民國軍政府、武漢の中華民國国民政府、南京の中華民國国民政府のことである。

中華民國軍政府は、同年6月18日、中華民國陸海軍大元帥に就任した張作霖のもとに発足した政権であり、袁世凱政権に始まった北京軍閥政府最後の政権であった。

1925年、広州に、孫文の遺志を継承した中国国民党によって中華民國国民政府が樹立された。当該政府は、北京軍閥政府に対抗し中央政府を自任した政権であり、1926年7月、そのもとに北京軍閥政府の打倒を目標とする北伐が開始された。珠江流域の広州から出発した北伐は破竹の勢いで進行し、揚子江中流域の主要都市が、次々と国民政府支配下に置かれていった。それにともない国民政府の政治の拠点が、広州から武漢に移されることになり、1927年1月1日、武漢における国民政府の事務が開始され武漢国民政府が発足した。

しかし、当時、中国国民党は、孫文が晩年に掲げた連ソ容共政策の継続か破棄かを巡り、深刻な党内闘争が生じていた。武漢国民政府は、連ソ容共政策の継続を主張した党内左派によって組織された政権であった。一方、当該政策破棄の立場にあった党内勢力によって、1927年4月18日、南京国民政府が樹立された。ここに、揚子江の中流域と下流域に国民党系の政府が競合する状況が

生じたが、下流域を地盤とした南京国民政府が、中流域を地盤とした武漢国民政府よりも優勢であった。既に述べたように、6月、北京で張作霖政権が発足したのであったが、おそらくそのことが大きく影響して、7月から9月にかけて武漢側によって連ソ容共政策が破棄され、同政府も南京国民政府に吸収されていった。再統合された国民政府によって北伐が再開され、南京側に有利な戦局が続いた。1928年6月4日、張作霖が北伐に圧され北京を脱出し、北京軍閥政府も消滅した。結局、三政府鼎立の時期を経て、南京国民政府が、実質的な中国の中央政府の地位を確保したのであった。

中華民国大学院は、蔡元培や李石曾の提案を受けて、成立当初の南京国民政府に置かれた教育行政の専門部局であった。蔡等が当該提案を行ったのは1927年5月のことであったが、国民政府再統合のため成立が遅れ、その事務が開始されたのは、1927年10月のことであった。しかも、その存続は短期間であり、1928年8月、中国国民党第2期5中全会において廃止することが議決された。中華民国大学院は、北京軍閥政府の教育専門部局であった教育部に対して、脱官僚化と学術化を掲げて成立した南京国民政府内の一組織であったが、廃止後、その事務は国民政府教育部に引き継がれることになった。

したがって、中華民国大学院は、三政府鼎立の期間に構想が生成され、南京国民政府と張作霖政権とが対峙した期間に存在し、その抗争に決着がつくとともに消滅した組織であった。それならば、中華民国大学院は南京国民政府という勝者中の敗者であり、その存在に歴史的な意義を、ほとんど見出し得ないのかもしれない。しかしながら、中華民国大学院が存在した一年数箇月をより巨視的な視野から捉えると、それは清朝の崩壊から新文化運動を経て本格的な国民国家形成が開始された過渡期の終末期に位置付けられ、新文化運動を契機として醸成された個人主義的傾向が衰微し、全体主義的な傾向が浸透していった時期に当たる。そのような歴史的状況に着眼すれば、その意義が見えてくるのかもしれない。それは、当該組織が国民政府大学院でなく中華民国大学院と命

名されたことに潜在した可能性を発掘することでもあるだろう。

本稿は、そのような巨視的な観点を踏まえつつ、中国国民党内の激烈な抗争の中で中華民国大学院構想が提起され実現されていった過程、党内抗争が収束に向かうと一転して中華民国大学院が国民政府教育部に置き換えられていった過程を可能な限り原史料にもとづき解明すること、短命に終わったにもかかわらず南京国民政府成立当初の教育行政専門部局となった中華民国大学院によって行われた教育事務の実態を解明し、その特徴を考察することを課題とする。また、紙幅の都合により今回と次回とに分けて、論叢に掲載する予定である。「はじめに」が少し長くなったのも、連載としたため執筆に際しての問題意識をより詳細に述べる必要が生じたからである。

なお、蔡元培や李石曾によって、大学区制度が中華民国大学院構想と併せて提起された。大学区制度は、北京軍閥政府教育部によって設けられた教育庁に代わる省級地区の地方教育行政組織構想であり、浙江省と江蘇省において試行された。すなわち、中華民国大学院は、大学区制度と密接に関連した中央教育行政組織であり、両者を併せて考察の対象とすることも考えられる。しかし、本稿は中華民国大学院を考察の主な対象とするものであり、大学区制度については、その考察の必要に応じて論述するものであることを予め断っておく。

1. 中国国民党第2期中央執行委員と中央監察委員

1927年、中国国民党は武漢側と南京側とに分裂し、二派間において激烈的な内部抗争が展開された。中華民国大学院は、中国国民党第2期中央監査委員として南京側に与した蔡元培や李石曾の提言を受けて、南京国民政府に置かれた教育行政専門部局であった。この章では、内部抗争の当事者となった中国国民党第2期中央執行委員、同候補中央執行委員、同中央監察委員、同候補中央監察委員の全成員を明らかにするとともに、蔡元培や李石曾の南京側における位置

や役割などを検討する。

第2期中央執行委員、中央監察委員は、中国国民党第2回全国代表大会において選出された。同大会は、孫文没後、1926年1月1日から同月20日まで広州で開催された。大会で選出された中央執行委員、中央監察委員については、中華人民共和国の歴史家・榮孟源の研究によれば、中央執行委員に36名、候補中央執行委員に24名、中央監査委員に12名、候補中央監査委員に8名がそれぞれ選出され、総数80名が役員に選出されたとのことである⁽¹⁾。

中華民国大学院の創設から廃止に至る経過、及びその存続期間における活動状況を解明することが本稿の課題であるから、委員総数80名の氏名を掲げる必要はないと思われるかもしれない。しかも、委員の中には中華民国大学院との接点がほとんどなかった人物もいたことであろう。しかし、そのような人物を予め特定することは困難である。また、中国国民党党内、就中南京側における蔡元培や李石曾の位置や役割を考察するのであれば、やはり、委員総数80名の氏名を踏まえておくことが必要であろう。そのため、榮孟源によって明らかにされた80名の氏名を収録することとする（「表1-1」～「表1-4」）。

しかし、委員の氏名を列挙するだけでは、南京側に与した人物と武漢側に与した人物とを識別することができない。そのため、1927年3月10日から17日にかけて武漢において開催された第2期中央執行委員会第3回全体会議（以下、「第2期3中全会」などと記す）について、3月13日に行われた3回目の全体会議に出席或は列席した委員をチェックしておいた（「表1-1」～「表1-4」のA欄）。第2期3中全会に出席或は列席した委員であれば、武漢側に与していたことは明白であるし、13日を選んだのは、後述するように当日の会議において武漢国民政府に教育部を増設することが議決されたからである。

第2期3中全会の出席者或は列席者をチェックしたA欄から分かる重要なことの一つは、同会に列席した中央監査委員会委員が一人もいなかったことである（「表1-3」）。そのことだけを以て彼らが南京側に与していたとはいえない。

中華民國大学院の研究 (1)

表 1-1 中国国民党第 2 期中央執行委員 (36 名)

氏名	A	C	D	E	F	備考
汪精衛						
蔣介石		○	○			
胡漢民						
譚延闓	○	○	○			
譚平山				○		
宋慶齡	○					
陳公博	○					
オンクバト			○			
于右任		○	○			
程潛						
朱培德		○	○			
徐謙	○				○	
顧孟余	○					
経亨頤	○	○	○			
宋子文	○	○	○			
柏文蔚		○	○			
何香凝	○	○	○			
伍朝樞						
丁惟汾	○	○	○			
戴季陶		○	○			
李濟琛			○			
林伯渠	○					
李大釗						処刑
于樹德	○			○		
甘乃光						
呉玉章	○			○		
陳友仁	○					
李烈鈞		○	○			
王法勤	○	○	○			
楊匏安				○		
惲代英	○			○		
彭沢民	○			○		
朱季恂						病没
劉守中			○			
蕭仏成						
孫科	○					

表 1-2 中国国民党第 2 期候補中央執行委員 (24 名)

氏名	A	C	D	E	F	G	備考
セレンドロブ		○	○			○	
毛沢東	○			○			
許甦魂	○			○			
周啓剛	○	○	○			○	
夏曦	○			○			
鄧演達	○			○			
韓麟符				○			
路友于							処刑
黄実	○	○	○			○	
董必武	○			○			
屈武				○			
鄧穎超				○			
王楽平	○	○	○			○	
陳嘉祐			○			○	
陳其瑗	○				○		
朱霽青	○	○	○			○	
丁超五	○	○	○			○	
何応欽		○	○			○	
陳樹人		○	○			○	
褚民誼		○				○	
繆斌		○	○			○	
呉鉄城							
詹大悲	○						
陳肇英		○					

表 1-3 中国国民党第 2 期中央監察委員 (12 名)

氏名	A	B	C	D	E	F	備考
呉敬恒		○					
張静江		○	○	○			
蔡元培		○	○	○			
古応芬		○					
王寵惠							
李石曾		○	○	○			
柳亜子				○			
邵力子			○	○			
高語罕					○		
陳果夫		○	○	○			
陳璧君							
鄧沢如							

表 1-4 中国国民党第 2 期候補中央候補監察委員 (8 名)

氏名	A	B	C	D	E	F	H	備考
黄紹竑		○					○	
李宗仁		○	○	○				
江浩	○				○			
郭春涛			○	○				
李福林				○				
潘雲超			○	○				
鄧懋修	○					○		
謝晋	○					○		

・「表 1-1」～「表 1-4」の横軸 A～H は、それぞれ以下の内容を表す。該当者の氏名右欄 A～H に○を付けた。

- A：第 2 期 3 中全会第 3 日出席・列席者（1927 年 3 月 13 日武漢において開催）
- B：中央監察委員会緊急会議出席者（1927 年 4 月 2 日上海において開催）
- C：第 2 期 4 中全会第 1 日出席・列席者（1928 年 2 月 2 日南京において開催）
- D：第 2 期 5 中全会出席・列席者（1928 年 8 月 8 日～8 月 15 日南京において開催）
- E：第 2 期 4 中全会において除名。
- F：第 2 期 4 中全会において職権停止。
- G：第 2 期 4 中全会において執行委員に昇格。
- H：第 2 期 4 中全会において監察委員に昇格。

・孟源主编：《中国国民党历史代表大会及中央全会资料》上册（光明日报出版社，1985 年 10 月），高平叔撰著：《蔡元培年谱长编》下册 1（人民教育出版社，1998 年 3 月），中国第二历史档案馆编：《中国国民党第一、第二全国代表大会会议史料》下（江苏古籍出版社，1986 年 9 月）などから作成。

しかし、後述するように、4 月 2 日、上海において、彼らの有志によって中央監察委員会緊急会議が開催された。当該緊急集会では、南京国民政府樹立に向けた動きに対する支持が表明され、B 欄に示した出席者が南京側に深く与していたことは明白である（「表 1-3」「表 1-4」）。

少なからざる中央執行委員が武漢側に与した中、中央監察委員に武漢側に与した人物がいなかったばかりでなく、彼らの半数が公然と南京側に支持を表明

したのである。そのことが南京側に有利に作用したことは間違いないし、南京側における彼らの影響力が強化されたことも確実であろう。

1927年6月、北京に張作霖政権が成立し、その頃から次第に南京側と武漢側との再統合が進められていった。再統合後、1928年2月2日から7日まで南京において開催された第2期4中全会について、2月2日に行われた第1日目の出席或は列席した委員をチェックしておいた（「表1-1」～「表1-4」のC欄）。同様に、同年8月8日から15日まで南京において開催された第2期5中全会に出席或は列席した委員をチェックしておいた（「表1-1」～「表1-4」のD欄）。

第4回全体会議と第5回全体会議については、次号において検討する予定である。そのため、本章では、とりあえず、中央執行委員の分裂状況が解消されたことを確認するするとともに、そのことによって中央監察委員の党中央における影響力が低下していったと思われることを指摘しておきたい。

この章の最後に、中国国民党第2回全国代表大会において中央監察委員に選出された当時の蔡元培の動静を検討する。

当該大会が開催された1926年1月当時、蔡元培は、2年半に及んだヨーロッパ滞在を終えて、汽船に乗船し帰国の途にあった。すなわち、同年1月2日、フランスのマルセイユを出港し、翌月3日、上海に入港した⁽²⁾。したがって、同大会に出席していなかった。蔡は、1927年3月頃から中央監察委員として、南京側による国民政府樹立に向けた動きに深く関与していったのであった。

ところで、1924年1月20日から30日まで広州で開催された中国国民党第1回全国代表大会において、蔡元培は、孫文の指名によって候補中央監察委員に選出された⁽³⁾。しかし、当時も彼はヨーロッパ滞在中であり、1926年に帰国するまで一時帰国することもなかったため、候補中央監察委員として活動することはなかったと考えられる。ところが、1926年初めに帰国した時期と中央監察委員に昇格した時期とが重なっていたので、帰国と昇格とに因果関係があったことも否定できない。そうであったとしても、帰国当時、蔡自身、南京国民政府

の樹立に中央監察委員として深く関与することを予期していなかったのかもしれない。

2. 武漢国民政府と教育部

この章では、武漢国民政府の成立とその教育部増設について検討する。

1925年7月、中国国民党の指導下、広東の省都・広州に中華民国国民政府が成立した。中央政府を自任した政府であったが、当初、その支配地域は中国南部の広東省一省にとどまった。1926年7月、国民党と国民政府によって、中国の統一を目指した北伐が開始された。開始前、様々な困難が予想されたにもかかわらず、北伐の展開は破竹の勢いを見せ、同年10月、湖北省の省都・武漢、11月、江西省の省都・南昌が国民政府の支配地域に置かれた。

11月26日、中央政治会議臨時会議において、国民政府の武漢への移転が議決された⁽⁴⁾。中央政治会議は、1924年7月11日、生前の孫文の意向によって、国民党内に設けられた組織である⁽⁵⁾。国民政府成立後、当該政府に対する国民党内の指導機関として機能した。しかし、中央執行委員会とは別組織とされ、中央執行委員以外の人物が中央政治会議委員に就くことがあった。

1926年12月13日、武漢に移動した国民党中央執行委員と国民政府委員による会議が開かれ、国民党と国民政府が正式に移転するまでの間、臨時連席会議を設け、同会議によって国民党と国民政府の最高職権を執行する旨が議決された。当日の会議に出席したのは、第2期中央執行委員の宋慶齡、徐謙、柏文蔚、呉玉章、陳友仁、孫科（広州国民政府委員兼務）、広州国民政府委員の蔣作賓、ロシア人顧問のミハイル・ポロジン等の人々であった。徐謙が、臨時連席会議主席に互選され、秘書長に葉楚傖が起用された⁽⁶⁾。1928年2月、第2期4中全会において、徐は中央執行委員職権停止処分に処せられたが、それは連席会議主席に就任したことに対する処分であった（「表1-1」）。

1927年1月1日、臨時連席會議において、漢口、武昌、漢陽を併せて武漢とし中華民国の臨時首都とする議決が行われ、同日、外交部、財政部、交通部、司法部の4つの国民政府専門部局の事務が開始された⁽⁷⁾。2月21日、拡大連席會議が開催され、3月1日、第2期3中全会を開催し臨時連席會議を廃止すること、国民党中央と国民政府を正式に武漢に置くことが議決された⁽⁸⁾。

第2期3中全会は、既に述べたように、3月10日から17日まで武漢にて開催された。3月12日は孫文の命日で休会となったため、3月13日は会議第3日であった。当日の出席或は列席者は、「表1-1」から「表1-4」までのA欄に示したように32名であった⁽⁹⁾。したがって、第2期中央執行委員、同候補中央執行委員、同中央監察委員、同候補中央監察委員総数80名の過半数に満たず、辛うじて成立した会議であった。また、その32名のうち10名が、第2期4中全会で中国共産黨員として除名されたことから分かるように（「表1-1」～「表1-4」のE欄）、中国共産党の強い影響下に開催された会議であり、国共合作を堅持し、軍事権、外交権、財政権を党に集中し、蒋介石の権力を制限することが議決された⁽¹⁰⁾。

さて、広州国民政府は、教育行政の専門部局として教育行政委員会が設けられた。同委員会は、集団指導部による議決機関という性格が濃厚であり、教育行政委員会委員は、国民政府令によって特派された。1926年当時、許崇清、金曾澄、陳公博、甘乃光、褚民誼、鍾栄光、張乃燕、韋慤、経亨頤の9名が委員に特派されていた。「表1-1」と「表1-2」のA欄に示したように、9名の委員中、陳公博と経亨頤の2名が第2期3中全会に出席していた。また、韋慤も、その頃、武漢に逗留していたとのことである⁽¹¹⁾。

一方、第2期3中全会において、同会議提案委員会によって国民政府に勞工、農政、教育、実業の四部を増設する提案がなされ、会議第3日、提案理由の説明と審議が行われた。審議において、陳公博が教育と実業の二部は、当面、置く必要はないと発言した。陳が、そのような発言をした意図は不明である。陳

発言に対し提案者の孫科が、教育と実業の二部もやることはなくはないだろうと答えていた。さらに、宋慶齡によって衛生部を増設する提案がなされた。提案委員会提案と宋慶齡提案が同時に採決に付され、勞工、農政、教育、実業、衛生の五部を増設することが議決された⁽¹²⁾。

当該案件の審議において、経亨頤は何も発言しなかったようである。しかし、それならば、広州国民政府教育行政委員会委員であった人物として、教育行政委員会に代えて武漢国民政府に教育部を置くことに賛成であったと考えられるのではないだろうか。また、そのような考えを経が抱いていたとすれば、それは、第2期4中全会において彼が中華民国大学院に代えて国民政府教育部を置く提案を行ったことの伏線であったはずである。

3月17日、既設の四部と増設された五部を加えた九部の部長人事が発令され、顧孟余が武漢国民政府教育部長に任命された⁽¹³⁾。1928年9月、国民党内の武漢側と南京側が再統合されたことにより、武漢国民政府とその9つの専門部局は消滅した。

ところが、管見によれば、武漢国民政府によって刊行された『中華民国国民政府公報』は見当たらない。武漢国民政府によって公報が刊行されなかったとすれば、そのことに同政府の脆弱性が如実に反映されたことになるだろう。要するに、当該教育部は約半年存続したことが確認されているにもかかわらず、その活動実態が記録された原史料は見当たらない。したがって、その実態を解明することが、今後の課題として残されているのである。

3. 南京国民政府の成立と教育行政委員会の活動再開

この章では、中央監察委員の動きに焦点を絞り南京国民政府が成立した過程を検討するとともに、当該政府下において再開された国民政府教育行政委員会の活動状況を検討する。

武漢において第2期3中全会が開催され、武漢国民政府の体制が強化されたのであったが、そのことに触発されたかのように、南京国民政府を樹立する動きが活発化していった。その渦中で存在感を大いに発揮したのが、第2期中央監察委員であった呉敬恒、張静江、蔡元培、李石曾の四人であった。彼らはもともと学者と見なされていたが、そのきわめて政治的な動きに深く与したのであった。既に述べたように、その四人をはじめとして第2期3中全会に列席した中央監査委員がいなかったものであり、そのことにきわめて重要な政治的意味があった。すなわち、当時、上海に滞在した中央監察委員によって、武漢で行われた臨時聯席會議、第2期3中全会における議決事項が糾弾されていったのである。

その糾弾活動において特に注目されるのは、1927年4月2日午後7時から上海にて開催された中国国民党中央監査委員会緊急會議であった。当該會議に出席したのは、監察委員総数の過半数に当たる中央監察委員6名、候補中央監査委員2名であった（「表1-3」「表1-4」のB欄）。その出席者数は、会合の正当性を主張することのできる人数であったはずである。蔡元培が議長に選ばれ、呉敬恒の起草による「党を転覆し国を売る共産党系黨員の処分を請う案」の審議が行われ、呉敬恒文書を中央執行委員会に送付することが議決された⁽¹⁴⁾。なお、当該文書は、南京国民政府樹立直後、同政府によって復刊された『中華民國国民政府公報』寧字第1号に収録されている⁽¹⁵⁾。

4月12日、上海で反共クーデターが発動され、南京国民政府成立が決定的となった。しかし、国民政府成立宣言を行うに当たり、国民党内の合法的な手続きを踏まえることが不可欠であった。そのために、第2期4中全会を、4月15日に南京において開催することが計画された。予定当日、南京側委員が開始時刻から3時間待機したにもかかわらず、武漢側委員が現れなかったので「談話会」に変更されたのであった⁽¹⁶⁾。しかし、それが南京側のアリバイ作りのための「談話会」であったことは間違いないだろう。その後、その党内手続きは、

生前の孫文によって創設された国民政府を指導するための党内組織であった中央政治会議に舞台を移して進められた。

高平叔の『蔡元培年譜長編』によれば、4月17日午後3時、南京において中央政治会議が開催された。当該会議は南京で開催された第1回の中央政治会議であったが、回次は第73回と定められ、広州で発足した中央政治会議を継承した会議であることが強調された。

当日の出席者は、中央執行委員から蒋介石、胡漢民、柏文蔚、甘乃光の4名、中央監察委員から呉敬恒、張静江、蔡元培、李石曾、陳果夫の5名であり、監察委員の方が多数であったが、中央執行委員序列第2位の蒋介石に加え第3位の胡漢民が出席したことに意義があった。以後、蔡元培と李石曾は、委員として中央政治会議に出席することになったが、このことは、彼らが中華民国大学院構想を実現するに当たり、大きな政治的資本になったといえる⁽¹⁷⁾。

同日夜、会議が再開され、回次が更新され中央政治会議第74回会議とされた。上記9名の外、中央執行委員から蕭仏成、中央監察委員から鄧沢如、委員外から陳銘枢の3名が出席した。胡漢民が議長となり、4月18日午前9時、南京において国民政府の事務を開始すること、祝賀式典を挙行すること、南京を首都に定める宣言を発表することが議決された。当該議決を以て南京国民政府を樹立するための国民党内手続きが完了したこととなった。また、同会議において、中央研究院を設立し、蔡元培、李石曾、張静江の3名が共同して同院組織法の起草に当たることが議決された⁽¹⁸⁾。したがって、中央政治会議に中華民国大学院の創設が提案される前に、中央研究院の創設が提案されたのであり、その点を記憶しておきたい。

4月18日午前10時、国民政府南京移転成立式典が行われ、蔡元培が国民党中央を代表して中華民国国民政府の印章を受け、胡漢民が国民政府を代表してその印章を受け取った⁽¹⁹⁾。同時に、中央政治会議による「国民政府宣言」⁽²⁰⁾が発表された。

4月19日午後3時、中央政治会議第75回会議が開かれ、蔡元培が議長となった。古応芬を国民政府財政部長に特任すること、伍朝枢を国民政府外交部長に特任すること、武漢側に電報を打ち、武漢側の忠実な同志に対して直ちに南京に移動する旨、及び汪精衛、譚延闓両委員に広州から持ち出した中央書類を引き渡す旨を伝えることが議決された⁽²¹⁾。この決定から、南京国民政府樹立後に閣僚人事が行われたことが分かる。さらに、国民政府としての正当性を確保するために必要な中央執行委員の人数が不足していると認識されていたこと、広州国民政府と南京国民政府との連続性が重視されていたことが読み取れるだろう。

南京国民政府は、移転成立式典後に財政部長と外交部長の人事が行われたことに見られたように行政の専門部局の体制が整うことを待たず、成立が急がれたのであるが、教育行政の専門部局は、教育部が増設された武漢国民政府の場合と異なり、成立当初、広州国民政府教育行政委員会を再開する方針が採られた。すなわち、4月20日に開催された中央政治会議第76回会議において、蔡元培、李石曾、汪精衛を教育行政委員会委員に任命すること、当該委員会が教育部の職権を行使することが議決された⁽²²⁾。第76回も、蔡元培が議長を務めたのであるが、議決事項第2点によれば、その時点で、蔡元培は中華民国大学院構想を持ち合わせていなかったことになるだろう。また、議決事項第1点の委員人事は、4月27日付中華民国国民政府令を以て発令された⁽²³⁾。当該令においても、蔡元培と李石曾の他、汪精衛が委員に任命された。彼は広東省教育会会長を務めたことがあり、その経歴に照らせば理解し難いこともない人事であったが、当時、彼が中央執行委員序列第1位であったことに照らせば蒋介石と汪精衛との党内抗争が反映された、南京国民政府による嫌がらせ人事であったと考えられるのではないだろうか。実際に、汪が教育行政委員会委員に就任することはなかった。

蔡元培に、中央監察委員、中央政治会議委員という職務の外、南京国民政府

教育行政委員会委員という職務が加わったのであるが、そのような中央の職務にとどまらず、中央政治会議浙江分会委員という浙江省の職務にも就いていた。蔡元培は、中央政治会議第76回会議出席後、直ちに南京国民政府教育行政委員会としての活動を開始したのではなく、杭州に赴き中央政治会議浙江分会委員として活動したのであった。その浙江省における活動を検討しておこう。

『蔡元培年譜長編』によれば、4月25日、当該分会成立大会と同分会委員就任式典が省都・杭州で開催され、蔡はその大会に出席したのであった。その時の杭州逗留は、4月24日から5月18日までに及んだ。5月18日、上海に移動し、その後、23日頃から27日頃まで再び杭州に逗留し、その後、再び上海に移動し、6月3日、夜行列車で上海から南京に移動していた⁽²⁴⁾。きわめて過密な日程であったが、そこに南京を首都とする新生中華民国の建国に賭けた知識人の意気込みを認めるべきであろう。

5月25日、浙江政治分科会において浙江大学研究院の設立計画と予算が承認され、蔡元培、張静江、李石曾、蔣夢麟、邵元冲、馬叙倫、胡適などの人々が準備委員に招聘された。浙江大学研究院は、浙江省において大学区制度が試行された際、当該大学区の中核として設立された第三中山大学の前身に位置づけられる⁽²⁵⁾。したがって、浙江大学研究院構想に蔡元培が関わったことは、彼の思考回路において大学区制が中華民国大学院構想に先行していたことを物語っていたのである。

蔡元培は、5月28日頃から6月3日かけて上海に逗留したと考えられるが、その間、南京国民政府教育行政委員会委員としての活動に着手した可能性が高い。

丁致聘の『中国近七十年来教育記事』によれば、南京国民政府教育行政委員会委員の初会合は、5月に行われた（日付は明記されていない）。広州の教育行政委員会幹部会議最終回が第73回であったため、その初会合は第74回委員会と数えられた。蔡元培、李石曾、甘乃光、褚民誼の4委員が出席し、甘の提案により常務委員が置かれることとなり、蔡、李、褚の3名が常務委員に互選

された⁽²⁶⁾。また、「教育行政委員会主席蔡元培」と記された南京国民政府文書⁽²⁷⁾が見受けられるので、彼が当該委員会の代表者に推されていたことがわかる。

ところで、『中国近七十年来教育記事』では、南京国民政府下の教育行政委員会に関する記事の出典について、編者である丁の友人が保存していた同委員会の謄写版文書と記されている⁽²⁸⁾。したがって、5月に第74回委員会議が開催され、蔡をはじめとする4名の委員が会合したことは間違いのないと思われる。しかしながら、同書は、その会合が南京で行われたと記されているが、それは誤りで開催地は南京ではなく、上海であった可能性が高いと思われる。上海であれば、先に検討した5月末の彼の滞在先と一致するからである。同月また、この推察が妥当であるとすれば、開催期日についても5月末ということになり、杭州での日程を終えてからその初会合に臨んだということになるだろう。

蔡元培と李石曾によって、教育行政委員会において中華民国大学院構想が提起され、同委員会から中央政治会議に対しその設立提案がなされ、中央政治会議の議決を以て中華民国大学院が設立される運びとなったのであるが、そのことについては次章以下において検討することとし、この章の最後に、当該大学院設立に関するものを除く教育行政委員会の活動について検討しておく。

第1に、教育行政委員会委員の陣容について改めて検討する。4月末、南京国民政府によって補充された委員は、蔡元培と李石曾の2名であった。また、広州国民政府によって許崇清、金曾澄、陳公博、甘乃光、褚民誼、鍾榮光、張乃燕、韋愨、經亨頤の9名が委員に特派されていたのであったが、そのうち陳公博と經亨頤は、当時、武漢側に与していたので、南京国民政府教育行政委員会委員に名を連ねることはなかった（「表1-1」のA欄）。甘乃光は、当該委員会第74回委員会議に出席したものの、それ以後、関わりを絶ったようである。

南京国民政府教育行政委員会文書に、蔡元培、許崇清、金曾澄、褚民誼、李石曾、鍾榮光、張乃燕、韋愨の8委員の氏名が列記されることが多かった⁽²⁹⁾。しかし、その中には、当該委員会活動にあまり関わらなかった人物もいたと思

われる。許崇清は、当時、広東教育庁長であったから、広州を離れることは難しかったと思われる。韋愨は、5月中旬、武漢から上海に移動し、そこで蔡元培と面会した。その際蔡から、自身が肅清対象となっているので出国を勧められ、一時、カナダのバンクーバーに赴き難を逃れていた⁽³⁰⁾。張乃燕は、4月26日、中華民国国民政府令をもって江蘇省教育庁長に任命された⁽³¹⁾。江蘇省は南京や上海の所在地であるから、教育庁長と教育行政委員会委員とを兼務することも不可能ではなかったと思われる。

『申報』の報道によれば、6月初め金曾澄と鍾栄光が、旧広州国民政府教育行政委員会職員12名を率いて汽船で上海に到着し、同地でその事務を開始したとのことである⁽³²⁾。しかし鍾栄光は、当時、嶺南大学校長であったから、長く広州を離れることは難しかったと思われる。したがって、広州で特派された委員のうち、南京国民政府教育行政委員会の活動に最も深く関与したのは、金曾澄であったと思われる。彼は、広州国民政府教育行政委員会においても主席を務めた可能性が高く、中華民国大学院においても秘書長に任命されていた⁽³³⁾からである。

第2に、教育行政委員会の存続期間について考察する。蔡元培と李石曾は教育行政委員会提案として中央政治会議に大学院構想を諮り実現していったのであるが、早くも、6月17日、中華民国国民政府令を以て蔡元培が中華民国大学院長に特任された⁽³⁴⁾。しかし、蔡が院長に就任したのは、10月1日のことであった⁽³⁵⁾。したがって、院長の特任から就任まで3箇月以上の時間が経過したことになるが、その間、教育行政委員会が南京国民政府の教育行政専門部局として存続し、中華民国大学院の事務開始と同時に廃止された⁽³⁶⁾。既に述べたように、同委員会委員の初会合は、5月に開催された第74回委員会議であったが、その会合は9月12日に開催された第110回委員会議まで通算37回開催された⁽³⁷⁾。

第3に、教育行政委員会によって行われた教育法令の整備について検討する。当該委員会によって作成された法令案が、南京国民政府の審査を経て、当該委

員会によって公布されたことがあった。8月15日に公布された「教育会章程」(全21条)がそれに該当する⁽³⁸⁾。

また、教育行政委員会で作成中の法令案が民間で刊行された雑誌に掲載されたことがあった。すなわち、「教科書審査会章程案」⁽³⁹⁾と「学校発給証書条例案」⁽⁴⁰⁾の2件が、『教育雑誌』第19巻第9号に掲載されたのである。同誌によれば、前者は、第92回委員会議で議決され、後者は、第98回委員会議で議決された。2件とも未公布であるが、公布される見込みであるとして条文案が掲載されたのであった。

10月、「中華民国大学院事務開始布告」が発せられたが、その布告文に「前教育行政委員会によって公布された法令規程等は、本院によって修正公布されるまで、すべて継続され有効である」と明記された⁽⁴¹⁾。広州国民政府教育行政委員会は、教育法令の整備に積極的に取り組む傾向が認められたが、その傾向は南京国民政府教育行政委員会の実質3箇月に満たなかった活動に引き継がれたようである。

南京国民政府教育委員会は、中華民国大学院成立の媒体として存在したばかりでなく、中央政府を自任した当該政府の教育行政専門部局としても独自に機能したのであった。そのことは、中華民国大学院に、その成立後、微妙な影を落としたものと思われる。

4. 中華民国大学院の構想

この章では、蔡元培と李石曾によって、中華民国大学院構想が南京国民政府教育行政委員会を介して中央政治会議に提起され、当該会議に受け入れられていった過程を検討する。

中華民国大学院構想は、国家レベルの教育行政組織の根本的な変革が企図された構想であり、大学区制構想と組み合わせられて提起された構想でもあった。

大学区制構想は、省級地区の教育行政組織であった教育庁の根本的な変革が企図された構想であった。

しかし、2つの構想は同時に提起されたのではなく、大学区制の方が一足先に提起されたのであった。前出の『中国近七十年来教育記事』によれば、5月30日に開催された南京国民政府教育行政委員会第75回委員会会議において、新教育制度を施行する案、東南大学を江蘇大学に改組する案、大学において分院制を採用する案が審議された⁽⁴²⁾。これらの3案は、江蘇省において大学区制を試行するための具体策であった。

おそらく、3案の審議と並行して、大学区制試行の許可を求める中央政治会議宛ての呈文と「大学区組織条例案」が審議されたのであろう。6月7日に開催された中央政治会議第102回会議において、教育行政委員会から提出された当該呈文と当該条例案が議決された。その議決を受けて当該会議から国民政府に対し、教育行政制度変更に関する蔡委員の提案を審議施行することを請求する咨文が送付された⁽⁴³⁾。

大学区制は、当該呈文に「フランスの制度に倣い大学区を教育行政の単位とし、地区内の教育行政事務を大学校長が処理することとする」と明記され、地区内の大学を再編統合し、再発足した大学に教育庁に代わって教育行政事務を担わせる構想であった。しかし、当該条例案に「暫定的に浙江、江蘇等の省で試行する」(第9条)と規定され、大学区制を全国一斉に施行することは、当初から計画されていなかった。それは、当時、中国の全域が南京国民政府の支配下に置かれていなかったことに一因があったはずであるが、当時、大学が置かれていなかった省級地区があったことにも一因があったはずである。

7月11日、中華民国国民政府令を以て浙江省に置かれた第三中山大学校長に蔣夢麟が任命され、同一の国民政府令を以て江蘇省に置かれた第四中山大学校長に張乃燕が任命され⁽⁴⁴⁾、両省で大学区制が試行されることとなった。第三中山大学は、その前身に位置づけられる浙江大学研究院設立の準備が進められて

いたことは既に述べた。当該大学校長に任命された蔣夢麟も、1927年5月13日、中華民国国民政府令を以て浙江省教育庁長に任命されていた⁽⁴⁵⁾。張乃燕も、既に述べたように、南京国民政府成立直後から教育行政委員会委員と江蘇省教育庁長を兼務していたのであった。したがって、教育行政委員会を介して中央政治会議に提案がなされる以前から、大学区制の試行に向けて、準備が進められていたのであった。

第102回会議開催日から6日後の6月13日、中央政治会議第105回会議が開催され、蔡元培、李石曾、褚民誼の連名による中華民国大学院設立を請願する呈文⁽⁴⁶⁾と「中華民国大学院組織大綱」⁽⁴⁷⁾が提出された。当該呈文は比較的短文であったが、その全文は以下の通りである。

国民政府に教育部を増設する問題について、我々は何度も協議した。近ごろ官僚化した教育部を改革する必要があると思われる。官僚化を学術的に改めるのであれば、教育部を大学院に改めることが最も良い。現在、組織大綱草案一通を起草し、教育行政委員会に提出し議決し、政治会議に提出し審議に付することとした。もし、提案に原則的な同意が得られるならば、法制委員会に組織大綱草案を送付し、組織法案を成文化させていただきたい。その上で来週月曜日、政治会議において、再び、当該条文案を審議していただきたい。この提案が妥当であるか、議決していただきたい。

上記の呈文によれば、蔡、李、褚の三者による協議において中華民国大学院構想が生成されたのであった。蔡、李、褚は南京国民政府教育行政委員会常務委員であったので、その協議は、当該委員会委員会議のことであったと考えられるが、その期日や回次数は定かではない。

また、6月5日付『申報』の報道によれば、金曾澄と鍾栄光が、旧広州国民政府教育行政委員会職員を率いて上海に到着し、同地でその事務を開始したとのことであった。その報道の日付からすれば、蔡、李、褚によって複数回行われた協議に、金と鍾が加わったこともあった可能性が高い。しかし、呈文の冒

頭にある「国民政府に教育部を増設する問題」という表現に端的に見られるように、中華民国大学院構想の生成に当たり、広州国民政府教育行政委員会の活動実績が十分に考慮された形跡は、ほとんど認められないのである。

さらに、上記呈文において、教育部が官僚化していること、その官僚化を学術的に改めるために教育部を「大学院」に改組することの重要性が強調されていた。それは、中華民国大学院の創設が提起された呈文の核心となる指摘であったはずである。そこでは、「官僚化」「学術的」という人目を惹く用語が使われ、中央政治会議に対する政治的な文書としては効果的であったのかもしれない。しかし、「官僚化」の実態や「学術化」の具体的な方針については、ほとんど何も記述されていなかったのであり、そこに重大な問題があった。

上記呈文に付帯して「中華民国大学院組織大綱」が、第105回中央政治会議に提出されたのであった。当該大綱は、後日、中華民国国民政府令を以て公布された「中華民国大学院組織法」の第1草稿となったメモ書きであった。上記呈文には、「大学院」の創設を求める提案に原則的な同意が得られるならば、法制委員会において組織法案を成文化し、中央政治会議において法案を審議するという「中華民国大学院組織法」制定の具体的な手順が明記されていた。中華民国大学院構想の理念はほとんど明確にされなかったにもかかわらず、その創設に向けた手順が明記されていたのである。

なお、蔡元培は、中華民国大学院長在任当時、司法部長の王寵惠が、オランダ・ハーグにある常設国際司法裁判所判事に赴任したため、司法部長代理を兼務し、草創期の南京国民政府の法令整備に深く関与することになった⁽⁴⁸⁾。当時、国民党と国民政府の要人の中で、法令整備を託すことのできる人物と見なされていたのであろう。

6月27日、中央政治会議第109回会議が開催され、「中華民国大学院組織法案」(全11条)が議決された⁽⁴⁹⁾。当該議決を受けて、7月4日、中華民国国民政府令を以て「中華民国大学院組織法」(全11条)が公布された⁽⁵⁰⁾。

結びに代えて

前章では、蔡元培と李石曾によって大学区制を試行するとともに中華民国大学院を創設する提案がなされ、その提案が中央政治會議に受け入れられていった経過を検討した。これまでに述べたところから、大学区制に関しては、大学未開設の省区があったことが事実上無視されたこと、中華民国大学院については、その構想自体が未成熟であったことなど解決すべき問題が残されていたにもかかわらず、教育行政制度改革に関する提案が、当該會議に即自的に受け入れられていったことが解明されたものと思われる。

また、第1章から第3章までにおいて、蔡元培と李石曾は、中央監察委員及び中央政治會議委員として南京国民政府樹立に積極的に関わり、成立当初の当該政府に彼らの存在自体が不可欠となっていたことが明らかにされたと思われるが、そのことは、彼らによる教育行政制度改革に関する提案がいわば鵜呑みにされた背景であったと考えられるのではないだろうか。

次号では、「中華民国大学院組織法」の条文案、制定条文、改正条文の分析、中華民国大学院によって実施された党化教育の実態の解明、中華民国大学院が廃止された経過の検討などを予定している。

註

- (1) 榮孟源主编：《中国国民党历次代表大会及中央全会资料》上册，光明日报出版社，1985年10月第1版，第172页至第173页。
- (2) 高平叔撰著：《蔡元培年谱长编》中册，人民教育出版社，1996年11月第1版，第719页至第720页。
- (3) 《中国国民党历次代表大会及中央全会资料》上册，第63页。
- (4) 武汉地方志编纂委员会办公室编：《武汉国民政府史料》，武汉出版社，2005年5月第1版，第572页。
- (5) 广东省立中山图书馆编纂：《民国广东大事记》，羊城晚报出版社，2002年11月

第1版, 第211頁。

- (6) 《武汉国民政府史料》, 第573頁。
- (7) 註(6)と同じ。
- (8) 《武汉国民政府史料》, 第576頁。
- (9) 中国第二历史档案馆编:《中国国民党第一,二次全国代表大会会议史料》下, 江苏古籍出版社, 1986年9月第1版, 第823頁。
- (10) 《中国国民党历次代表大会及中央全会资料》上册, 第297頁。
- (11) 郑懿德:《韦恂略考》,《中国现代社会科学家略传》第6辑, 山西人民出版社, 1985年9月第1版, 第23頁。
- (12) 《中国国民党第一,二次全国代表大会会议史料》下, 第830頁至第831頁。
- (13) 刘寿林, 万仁元, 王玉文, 孔庆泰编:《民国职官年表》, 中华书局, 1995年8月第1版, 第380頁。

顧孟余が武漢国民政府教育部長に任命された人事は, 中華民国国民政府令を以て発令されたと考えられるが, 当該政府によって刊行された公報が見当たらないため, 原文を確認することができない。

- (14) 高平叔撰著:《蔡元培年谱长编》下册1, 人民教育出版社, 1998年3月, 第30頁至第31頁。
- (15) 《中国国民党中央监察委员会咨》, 国民政府秘书处:《中华民国国民政府公报》宁字第1号, 1927年5月1日, 第8頁至第9頁, 台北成文出版社影印本, 1972年。
- (16) 《蔡元培年谱长编》下册1, 第37頁至第38頁。
- (17) 《蔡元培年谱长编》下册1, 第38頁。
- (18) 註(17)と同じ。
- (19) 《蔡元培年谱长编》下册1, 第38頁至第39頁。
- (20) 《国民政府宣言》,《中华民国国民政府公报》宁字第1号, 第1頁至第2頁。
- (21) 《蔡元培年谱长编》下册1, 第39頁。
- (22) 《蔡元培年谱长编》下册1, 第39頁至第40頁。
- (23) 《中华民国国民政府公报》宁字第3号, 1927年5月21日, 第2頁。
当該中華民国国民政府令は, 教育行政委員会委員の発令に当たり, 述語に「任命」が用いられた。広州の中華民国国民政府令は, この場合, 「特派」が用いられた。広州国民政府教育行政委員会を引き継ぐことが南京国民政府の当時の方針であったとすれば, 無視できない違いであったとも考えられる。しかし, 当時, 広州国民政府文書を見ることができなかったために生じた違いであったのかもしれない。
- (24) 《蔡元培年谱长编》下册1, 第40頁至第51頁。

なお、『蔡元培年譜長編』によれば、中央政治會議浙江分会の前身は、1926年12月、南昌にて開催された中央政治會議において設立することが議決された浙江臨時政治會議であった。当該中央政治會議では、張静江、蔡元培、周鳳岐、韓宝華、陳其采、経亨頤、宣中華、蔣夢麟、褚輔成、戴任、馬叙倫の11名が浙江臨時政治會議委員に任命された。1927年3月1日、杭州にて当該會議の活動が開始された。その際、委員長の張静江が杭州に赴くことができなかつたため、蔡元培が委員長代理を務めた。蔡は、2月26日から3月23日まで杭州に逗留し、当該會議の活動に従事し、「新浙江の第一歩」と題する浙江省建設計畫書を起草した。《蔡元培年譜長編》下冊1、第17頁至第26頁。

- (25) 《蔡元培年譜長編》下冊1、第50頁。
- (26) 丁致聘編：《中国近七十年来教育大事记》，国立编译馆，1935年5月初版，第140頁，台湾商务印书馆影印本，1970年8月。
- (27) 《国民政府指令天字第142号》，《中华民国国民政府公报》宁字第10号，1927年8月1日，第55頁至第56頁。
- (28) 《中国近七十年来教育大事记》，《参考书目》第1頁。
- (29) 《国民政府指令天字第94号》，《中华民国国民政府公报》宁字第8号，1927年7月11日，第38頁至第39頁。
- 《国民政府指令天字第124号》，《中华民国国民政府公报》宁字第9号，1927年7月21日，第65頁至第66頁。
- 《国民政府指令天字第326号》，《中华民国国民政府公报》宁字第12号，1927年9月30日，第82頁至第86頁。
- 《中华民国国民政府指令第3号》，《中华民国国民政府公报》第1期，1927年10月，第22頁至第23頁。
- (30) 《韦恣略传》，第23頁至第24頁。
- (31) 《中华民国国民政府公报》宁字第3号，第1頁至第2頁。
- (32) 《粤中央教育行政委员会迁沪—全部委员昨已抵沪》，《申报》1927年6月5日，第7版，上海书店影印本，1987年。
- (33) 《中华民国国民政府公报》第3期，1927年10月，第26頁。
- (34) 《中华民国国民政府公报》宁字第6号，1927年6月21日，第3頁。
- ただし、蔡元培は、中華民国大学院長就任後、再度、1927年10月12日付中華民国国民政府令を以て中華民国大学院長に特任された。《中华民国国民政府公报》第2期，1927年10月，第9頁。
- (35) 《中华民国大学院院长蔡元培就职通电》1927年10月25日，大学院公报编辑处：《大学院公报》第1年第1期，1928年1月初版，5月再版，第81頁，北京章和文化传播公司影印本。

中華民國大学院の研究 (1)

- (36) 《中華民國大学院開始辦公佈告》1927年10月,《大学院公報》第1年第1期,第81頁。
- (37) 《中國近七十年来教育大事記》,第146頁,《參考書目》第1頁。
- (38) 《教育會規程》,《大学院公報》第1年第1期,第36頁至第39頁。《國民政府指令天字第326號》,《中華民國國民政府公報》宁字第12號,1927年9月30日,第82頁至第86頁。
- (39) 《教科書審查委員會之章程》,《教育雜誌》第19卷第9號,1927年9月,《教育界消息》第25頁,台灣商務印書館影印本。
- (40) 《學校發給證書條例之規定》,《教育雜誌》第19卷第9號,1927年9月,《教育界消息》第25頁。
- (41) 註(36)と同じ。
- (42) 註(26)と同じ。
- (43) 《中央執行委員會政治會議為準蔡委員元培提出教育行政委員會呈請變更教育行政制度當經議決由國民政府核議施行咨文》,《中華民國國民政府公報》宁字第6號,第23頁至第26頁。
- 上記の中央政治會議の國民政府宛咨文に,教育行政委員會の中央政治會議宛呈文と「大學區組織條例案」が添付されている。
- (44) 《中華民國國民政府公報》宁字第9號,第29頁至第30頁。
- (45) 《中華民國國民政府公報》宁字第3號,第8頁至第10頁。
- (46) 《中華民國大学院組織大綱—教部改為大学院,蔡元培為院長》,《申報》1927年6月17日,第10版。
- (47) 同上。
- (48) 《中華民國國民政府令》1928年3月9日,《中華民國國民政府公報》第39期,1928年3月,第6頁。
- (49) 《中華民國大学院組織法在109次中央政會通過—原文共11條咨請政府公布》,上海《民國日報》1927年6月30日,第4張第3版。北京國家圖書館所藏マイクロ・フィルム版閲覽。
- (50) 《中華民國大学院組織法》,《大学院公報》第1年第1期,第49頁至第50頁。
- 管見によれば,当該組織法は、『大学院公報』に収録されているが、『中華民國國民政府公報』には収録されていない。